

鶏卵から抗菌剤検出

(平成19年6月30日発表)

食品衛生法に基づく規格基準違反がありました。
岐阜県内の卵選別包装業者が出荷した鶏卵で、6月29日検出され、回収命令が出されました。

◎違反内容（食品衛生法第11条第2項違反 規格基準違反）
合成抗菌剤トリメトプリム 0.04 ppm （基準値：0.02 ppm 以下）

- ・ 6月12日 食品衛生監視員によって名古屋市中央卸売市場にて収去された。
- ・ 当該鶏卵の**回収命令**が岐阜保健所から命じられた。
- ・ 回収対象品は、6月11日午前中に出荷した約54,000個。
- ・ 卵選別包装業者は、6月11日以降6月29日までに出荷した鶏卵について自主的な回収を行っている。
- ・ 鶏卵の流通の実態調査が行われ、5戸の養鶏場から出荷された卵が使用されていた。

調査をする際に、これらの履歴情報が重要になっていますので、他の農家でも自分の生産物に安心を付加するため、しっかりと生産履歴や飼料・医薬品等の記載をお願いします。

- ・ **動物薬の記載**
- | | |
|------------------------|---|
| (1) 医薬品を使用した年月日 | (4) 医薬品の名称 |
| (2) 医薬品を使用した場所 | (5) 医薬品の用法及び用量 |
| (3) 使用対象動物の種類、頭羽尾数及び特徴 | (6) 使用対象動物及びその生産する乳、鶏卵などを食用に供するために、と殺もしくは水揚げ又は出荷することができる年月日 |

食品衛生法違反とならないように次の点に注意してください。

1. 動物用医薬品の添付文書をよく読んで、適正に使用する。
2. 投薬中や投薬後の動物・畜舎には表示をし、間違えないようにする。
3. 出荷する動物や牛乳・卵を出荷している動物の治療記録を確認する。
4. 対象家畜や使用時期が定められた飼料について、これを遵守する。
5. 書類や帳簿を保管する。
 - (ア) 飼料の購入伝票や給与記録
 - (イ) 牧草などへの農薬散布記録
 - (ウ) 動物用医薬品の購入記録や使用記録
 - (エ) 動物用医薬品指示書や出荷制限期間指示書

特に、保管した書類・記録は、問題が発生したときの重要な資料となります。

飛騨家畜保健衛生所

TEL(0577)33-1111 Fax 32-9019 E-mail:c24508@pref.gifu.lg.jp

異常など確認された場合には、至急ご連絡ください。